

# 防府市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）第5条の3に基づき実施する防府市マンション管理計画認定制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理計画 法第5条の3に規定する管理組合によるマンションの管理に関する計画であつて、次に掲げる事項を記載したものをいう。

ア 当該マンションの修繕その他の管理の方法

イ 当該マンションの修繕その他の管理に係る資金計画

ウ 当該マンションの管理組合の運営の状況

エ その他規則で定める事項

(2) 集会 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第34条第1項に規定するもので、いわゆる総会（臨時総会を含む。）をいう。

(3) 事前確認 公益財団法人マンション管理センターが実施する事前確認に係る講習を受けたマンション管理士が、認定基準への適合状況を事前に審査することをいう。

(対象区域及び物件)

第3条 管理計画の認定の対象区域は、防府市全域とする。

2 対象物件は、2以上の区分所有者が存する建物で、人の居住の用に供する専有部分があり、かつ廊下などの共有部分を介して各住宅へ出入りするもの、

並びにその敷地及び附属施設とする。

(認定基準)

第4条 認定基準は、別表のとおりとする。

2 前項の認定基準は、第11条の認定の更新申請について準用する。

(認定の有効期間)

第5条 認定の有効期間は、認定を受けた日から5年間とし、5年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 認定の有効期間の満了日までに認定の更新申請があった場合において、従前の認定は、当該認定の有効期間の満了後も更新申請に対する処分がなされるまでの間はその効力を有するものとする。

3 前項の場合において、認定の更新がされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(認定の申請者)

第6条 管理計画の認定の申請者（以下「申請者」という。）は、マンションの管理組合の管理者等とし、認定申請に当たっては、事前にその旨を管理組合の集会で決議を得なければならない。

2 複合用途型マンション（店舗等を含む。）における申請者は、全体管理組合の管理者等とし、全体共用部分並びに住宅及び店舗の一部共用部分のそれぞれに管理者等が存在する場合は、全体管理組合及び住宅管理組合の合意に基づき申請を行うものとする。

3 団地型のマンションにおける申請者は、団地管理組合（区分所有法第65条に規定する団体をいう。以下同じ。）の管理者等とする。ただし、各棟それぞれに管理者等が存在する場合は、各棟の管理組合の管理者等と団地管理組合の管理者等が連名で申請を行うものとする。

(審査対象)

第7条 認定対象となる管理計画の範囲は、次に掲げるもののうち、商業等の用に供する部分を除くものとする。

(1) マンション全体共用部分

(2) 住宅一部共用部分

(3) 団地全体共用部分（団地型のマンションに限る。）

(認定申請に係る事前確認)

第8条 申請者は、次条に規定する認定の申請を市長に対して行う前に、マンションの管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合することについて、公益財団法人マンション管理センターの管理計画認定手続支援システム（以下「支援システム」という。）において事前確認を受け、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

2 事前確認は、申請者の選択により、一般社団法人マンション管理業協会のマンション管理適正評価制度又は一般社団法人日本マンション管理士会連合会のマンション管理適正化診断サービスと併用し、申請ができるものとする。

3 第1項の事前確認は、第11条の認定の更新申請について準用する。

(認定の申請)

第9条 申請者は、法第5条の3第1項に規定する市長に対する認定の申請を、支援システムにより行うものとする。

2 第11条の認定の更新申請は、前項の規定を準用する。

3 申請の際には、規則別記様式第一号による認定申請書の正本及び副本に、それぞれ規則第1条の2第1項各号に定める書類（以下「添付書類」という。）及び前条で定める事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。

(管理計画の認定)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、認定申請書及び事前確認適合証を審査し、別表の基準に適合するときは、マンションの管理計画の認定をするものとする。

2 別表の基準に係る審査は、第8条第1項で定める事前確認適合証をもって基準に適合していることを確認するものとする。

3 前2項の規定は、第11条の認定の更新申請について準用する。

4 市長は、第1項の認定を行うときは規則別記様式第一号の二の認定通知書に前条の認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 市長はマンションの管理計画が別表の基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第1号様式）により、その旨を申請者に通知しなければならない。

(認定の更新申請)

第11条 申請者は、法第5条の6に規定する認定の更新をしようとするときは、規則別記様式第一号の三による認定更新申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類及び第8条第1項で定める事前確認適合証を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の更新)

第12条 市長は、前項の認定を行うときは規則別記様式第一号の四の認定更新通知書に前条の認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、マンションの管理計画が別表の基準に適合しないと認めるときは、第10条第5項を準用し、申請者にその旨を通知する。

(変更の認定申請)

第13条 管理計画の認定を受けたマンション(以下「管理計画認定マンション」という。)の管理組合の管理者等(以下「認定管理者等」という。)は、法第5条の7に規定する変更をしようとするときは、規則別記様式第一号の五の変更認定申請書の正本及び副本に、それぞれ添付書類のうち変更に係るものを添えて市長に提出するものとする。

(変更の認定)

第14条 市長は、前条の変更の認定申請に基づき、変更後の管理計画について、別表の基準に係る審査を経て、変更の認定を行うときは、規則別記様式第一号の六による変更認定通知書に変更認定申請書の副本及び添付書類を添えて、その旨を認定管理者等に通知しなければならない。

2 市長は、変更後の管理計画が別表の基準に適合しないと認めるときは、第10条第5項を準用し、認定管理者等にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第15条 第9条又は第11条の申請者は、市長の認定を受ける前にその申請を取下げようとする場合は、マンション管理計画の認定申請取下届(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第16条 認定管理者等は、管理計画認定マンションとしての管理を取りやめよ

うとする場合は、管理計画認定マンションとしての管理を取りやめる旨の申出書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第17条 市長が法第5条の8の規定により管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、管理状況報告依頼書（第4号様式）により認定管理者等へ通知しなければならない。

2 認定管理者等が、前項の規定に基づき報告する場合は、管理状況報告書（第5号様式）により、市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第18条 市長が行う法第5条の9の規定による改善命令は、改善命令書（第6号様式）により行うものとする。

2 認定管理者等が、前項の規定に伴う報告をする場合は、改善報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

3 第1項の改善命令を行う際には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定により弁明の機会の付与を行うものとする。

（認定の取消し）

第19条 市長が法第5条の10第1項の規定に基づき認定の取消しを行う場合には、同条第2項の規定に基づき、認定取消通知書（第8号様式）により通知を行う。

2 前項の認定の取消しを行う際には、行政手続法第13条第1項第1号の規定により聴聞の通知を行うものとする。

（管理計画認定マンションの公表）

第20条 第9条又は第11条の申請者が、認定を受けた際の公表に同意した場合、市長は、当該申請に係るマンションの名称、所在地及び本市が付与する認定コード等を公表することができる。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

別表

<b>1 管理組合の運営</b>
(1) 管理者等が定められていること。 (2) 監事が選任されていること。 (3) 集会が年1回開催されていること。
<b>2 管理規約</b>
(1) 管理規約が作成されていること。 (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要などの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること。 (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること。
<b>3 管理組合の経理</b>
(1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること。 (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと。 (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3か月以上の滞納額が全体の1割以内であること。
<b>4 長期修繕計画の作成及び見直し等</b>
(1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式（国土交通省公表資料）」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容、及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること。 (2) 長期修繕計画が7年以内に作成または見直しされていること。 (3) 長期修繕計画が計画期間30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるよう設定されていること。 (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。 (5) 長期修繕計画において計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと。 (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること。
<b>5 その他</b>
(1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容を確認していること。 (2) 管理計画が防府市マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること。

第1号様式

第 号  
年 月 日

様

防府市長

認定しない旨の通知書

申請のあった下記管理計画について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4の規定に基づく認定（同法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。）をしませんので、通知します。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 マンション所在地
- 3 管理組合名
- 4 理由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消の訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

第2号様式

年 月 日

防府市長

申請者 マンション所在地  
マンション名  
管理組合名  
管理組合代表者名  
管理組合代表者住所  
連絡先

マンション管理計画の認定申請取下届

次の申請を取下げたいので、防府市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領第15条に基づき届出ます。

1 申請年月日 年 月 日

2 取下げの理由



第3号様式

年 月 日

防府市長

申請者 マンション所在地  
マンション名  
管理組合名  
管理組合代表者名  
管理組合代表者住所  
連絡先

管理計画認定マンションとしての管理を取りやめる旨の申出書

防府市マンション管理計画の認定を受けたマンションとしての管理を取りやめることから、防府市マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要領第16条に基づき届出ます。

- 1 認定年月日 年 月 日  
※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日
- 2 認定コード 第 号  
※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定コード
- 3 管理を取りやめる理由

第 号  
年 月 日

様

防府市長

管理状況報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、次のとおり管理状況について報告を求めます。

1 報告を求めるマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日

(2) 認定コード 第 号

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定コード

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 管理状況報告方法

報告は第5号様式により行い、報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

(2) 提出先

年 月 日

防府市長

申請者 マンション所在地  
マンション名  
管理組合名  
管理組合代表者名  
管理組合代表者住所  
連絡先

### 管理状況報告書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定に基づき、管理計画認定マンションの管理状況について次のとおり報告します。

#### 1 報告するマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日

(2) 認定コード 第 号

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定コード

#### 2 報告を求められた事項

※ 第4号様式「2 報告を求める内容」を転記してください。

#### 3 管理状況

※ 報告の内容に関する必要な書類を添付してください。

報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

第 号  
年 月 日

様

防府市長

### 改善命令書

管理計画の認定を行った下記マンションについて、当該管理計画に従って管理を行っていないと認められることから、その改善のため以下のとおり必要な措置を講ずるよう、マンションの管理の適正化に関する法律第5条の9の規定に基づき命令します。

なお、この命令に反した場合、同法第5条の10の規定により、管理計画の認定を取り消すことがあります。

#### 1 報告を求めるマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日

(2) 認定コード 第 号

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定コード

#### 2 命令の内容

#### 3 命令に至った理由

#### 4 改善報告方法

第7号様式により報告し、報告の内容に関する必要な書類を添付してください。  
報告内容に疑義等がある場合には、別途補足説明を求めることがあります。

#### 5 改善報告期限及び提出先

(1) 提出期限

(2) 提出先

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消の訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

防府市長

申請者 マンション所在地  
マンション名  
管理組合名  
管理組合代表者名  
管理組合代表者住所  
連絡先

### 改善報告書

管理計画の認定を受けた下記マンションについて、マンションの管理の適正化に関する法律第5条の9の規定に基づき、改善命令を受けたため、必要な措置を講じましたので報告します。

#### 1 報告するマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日

(2) 認定コード 第 号

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定コード

#### 2 命令に係る措置の内容

#### 3 報告の内容に関する必要な書類

第 号  
年 月 日

様

防府市長

認定取消通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項に基づき、下記のとおり認定を取消したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

1 認定を取消すマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定年月日

(2) 認定コード 第 号

※ 変更認定を受けた場合は、直近の認定コード

2 取消しの理由

(注意)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防府市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消の訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、防府市を被告（代表者 防府市長）として提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。